

## 甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、甲府駅南北自由通路の快適かつ安全な移動を確保するため、国の社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月22日付け国官会第2317号）による社会資本総合整備計画に記載された、甲府市が実施する甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業

甲府市が国の社会資本整備総合交付金を活用し、甲府駅南口再整備事業の一環として甲府駅南口において施行するエレベーター整備事業をいう。

### (補助金交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、別表1のとおりとする。

### (補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第4条 この要綱に基づいて甲府市に交付される補助金の額は、別表1に掲げる事業に対して、同表に定めた補助率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、事務費は交付対象としない。

### (補助金交付申請)

第5条 甲府市長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 知事は、前条に基づいて甲府市長から提出のあった補助金交付申請書又は、第7条の補助金交付変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正かつ不備・不適當でないことを認めるときは、交付すべき補助金の額を決定するとともに、速やかに第2号様式により甲府市長に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第8条 甲府市長は、事業に着手したときは、着手届(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 第6条により交付決定を受けた甲府市長は、規則第10条の規定により甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業に関して知事が状況報告を求めた場合は、知事の求めに応じた必要な報告を行わなければならない。

(実績報告)

第9条 甲府市長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(第5号様式)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定に基づいて甲府市長から実績報告を受理したときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるか審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(第6号様式)により甲府市長に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、精算払いとする。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、交付決定額の90パーセントの範囲内で、甲

府市長に対し、概算払いにより交付することができる。

- 3 甲府市長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条 甲府市長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別表2に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 甲府市長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

別表1

補助対象事業	項目	補助率
甲府駅南北自由 通路移動円滑化 整備事業 （甲府駅南口エ レベーター整備）	1 詳細設計業務委託費	当該事業に要する経費の 1/6 以内の額
	2 補償費算定業務委託費	
	3 物件移転補償費及び営業 補償費	
	4 エレベーター設置工事費	
	※補助対象経費には事務費を 含まない	

別表2

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
建築付属設備	昇降機設備	エレベーター	17年

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月19日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

甲府市長 印

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金交付申請書

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金について、別紙計画書のとおり実施したいので、補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 別紙のとおり

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金交付申請

事業名	甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業			
箇所名				
交付申請額	事業費	補助率	補助金額	
補助事業の経費の配分及び施工内容				
項目	事業費	施工内容		
本工事費				
測量設計費				
補償費				
合計				
事業費充当財源				
国庫補助金	県補助金	一般財源	地方債	合計

- (添付書類) (1) 事業計画書  
(2) 収支予算書又はこれに代わる書類  
(3) 実施計画書  
(4) 補助対象経費に係る見積書  
(5) その他知事が必要と認めた書類

甲府市長 殿

山梨県知事 印

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金については、補助金交付要綱第 6 条規定により通知する。

1 補助対象事業

交付申請書記載のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象経費 円

補助金の交付決定額 円

3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用

し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

#### 4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
    - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
    - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
    - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
    - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
  - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
  - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
  - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
  - 6 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助対象事業が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
  - 7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。



様式第3号

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

甲府市長 印

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 変更後の補助金の内容等については、別紙のとおりとする。

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金 交付決定の変更申請

事業名	甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業			
箇所名				
交付申請額	事業費	補助率	補助金額	
補助事業の経費の配分及び施工内容				
項目	事業費	施工内容		
本工事費				
測量設計費				
補償費				
合計				
事業費充当財源				
国庫補助金	県補助金	一般財源	地方債	合計

※上段：交付決定額 下段：変更交付申請額

- (添付書類) (1) 事業計画書  
 (2) 収支予算書又はこれに代わる書類  
 (3) 実施計画書  
 (4) 補助対象経費に係る見積書  
 (5) その他知事が必要と認めた書類

様式第 4 号

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

甲府市長 印

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金着手届

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金における、下記の項目について着手したので、補助金交付要綱第 8 条の規定により報告します。

項目

様式第 5 号

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

甲府市長 印

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙) 完了実績表

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金 実績表

事業名	甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業			
箇所名				
交付申請額	事業費	補助率	補助金額	
補助事業の経費の配分及び施工内容				
項目	事業費	施工内容		
本工事費				
測量設計費				
補償費				
合計				
事業費充当財源				
国庫補助金	県補助金	一般財源	地方債	合計

※上段：交付決定額（変更交付決定を行った場合は、変更後の金額）

中断：実績額

下段：差額

様式第6号

第 号  
平成 年 月 日

甲府市長 殿

山梨県知事 印

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号により実績報告のあった甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金については、補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり確定したので通知する。

確定補助金額 金 円

山梨県知事 殿

甲府市長 印

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金について、補助金交付要綱第11条第3項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

口座名

預金種別 (当座・普通)

No.

様式第8号

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

甲府市長 印

### 財産処分承認申請書

甲府駅南北自由通路移動円滑化整備事業補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、補助金交付要綱第12条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類